

単価契約における埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第5項 (単品スライド条項)の運用に関する基準

1. 「埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条の運用に係る基準等の改正について(通知)」(令和4年1月31日付け入第1484号)で定めた「埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第5項(単品スライド条項)の運用に関する基準」(以下「運用基準」という。)1.(主要な工事材料)を次のとおり読み替える。

(1) 埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第5項(以下「単品スライド条項」という。)に規定する「主要な工事材料」は、当該工事に主に使用される鋼材類、燃料油又はその他工事材料であって、品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額} = M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税率})$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税率})$$

$M_{\text{当初}}$: 価格変動前の金額

$M_{\text{変更}}$: 価格変動後の金額

p : 設計時点における各材料の単価

p' : 3.の規定に基づき算定した価格変動後における各材料の単価

D : 4.の規定に基づき各材料について算定した対象数量

k : 落札率

(2) (1)に規定する「請負代金額」は、対象工事の発注額を合計した額とする。なお、対象工事とは、8(2)で規定する「協議開始の日」までに引渡しが完了している工事、又は「協議開始の日」までに発注した工事で、引渡しが「協議開始の日」以降になるが、「協議開始の日」時点で(1)における価格変動後の金額の算出に必要な単価及び対象数量が確定している工事のことをいう。

2. 運用基準2.(スライド額の算定)中、(1)、(2)を次のとおり読み替える。

(1) 請負代金の変更額(以下「スライド額」という。)の算定は、1.の規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料(以下「対象材料」という。)の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) - P \times 1/100$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税率})$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税率})$$

S : スライド額

$M_{\text{当初}}$: 価格変動前の金額

$M_{\text{変更}}$: 価格変動後の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 3.の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 4.の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1.に規定する請負代金額

- (2) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が（1）の $M_{\text{変更}}$ を下回る場合にあっては、（1）の規定にかかわらず、（1）の $M_{\text{変更}}$ に代えて受注者の実際の購入金額を用いて、（1）の算式によりスライド額を算定する。
3. 運用基準3.（価格変動後における単価の算定方法）（1）中、「① 鋼材類」とあるのは、「① 鋼材類及びその対象材料（燃料油を除く。）」と読み替える。
4. 運用基準4.（対象数量の算出方法）（1）中、「対象材料ごとに」とあるのは、「対象工事における対象材料ごとに」と読み替えるものとし、（2）は適用しない。
5. 運用基準6.（部分払時の取扱）及び運用基準7.（部分引渡し）については適用しない。
6. 運用基準8.（請負代金額の変更手続）中、（1）を次のとおり読み替える。
（1）単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に単価契約の契約書に記載の工期の末から2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
7. 運用基準9.（全体スライドを行う場合の特則）については適用しない。

附則

- 1 この基準は、令和4年6月21日から適用する。